

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		児童通所給付費等の支給要否の変更
根拠法令及び条項		児童福祉法第21条の5の8第2項
所管部課係名		総合福祉部障がい者福祉課障がい者支援第1係、障がい者支援第2係
審査基準	関係条項	児童福祉法第21条の5の8第2項 新座市福祉事務所長事務委任規則第2条第7号
	基準 (未設定の場合はその理由)	児童福祉法抜粋 第二十一条の五の八 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。 ② 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	令和3年3月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	90日
	設定等年月日	令和3年3月1日設定(令和 年 月 日最終変更)

手続の流れ

児童通所給付費等の支給要否決定の変更

